付記）大会長選任に関する規則

定款

第１０章　学術集会

（開催）

第５１条　この法人は、毎事業年度１回学術集会を開催する。

（学術集会役員）

第５２条　この法人に、学術集会役員として会長１名、副会長を若干名おく。

2. 会長、副会長は、別に定める規定により会員の中から理事会で選任し、総会の承認を得る。

3. 会長、副会長の任期は、前年度の学術集会終了の翌日から当該年度の学術集会終了の日までとする。

4. 会長は学術集会を運営する。

定款細則

第６章 学術集会・総会

（会長の選出）

第１４条　会長にならんとする者は、通常総会２ケ月前までに立候補を理事長に届け出る。

（１）理事長は理事会に諮り届出のあった立候補者の中から１名を選出し会長候補者として評議員会に推薦し、総会で承認を得る。

（２）会長の選出は開催する学術集会３年前に行う。

注記１）立候補届は開催年4月1日より通常総会２ケ月前まで、とする

注記２）大会長にならんとするものは、当会の目的（定款第3条）に即した活動実績を有する者とする

定款第３条　この法人は、広く国民に対して腎不全や血液透析療法、腹膜透析に関する診療・研究の進歩、発展、並びに普及に関する事業を行い、医学医療の増進並びに学術文化の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。